

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

霧島市立舞鶴中学校

法令等	学校教育目標	市のいじめ防止等に関する基本認識
〇「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月) 〇「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月) 〇「鹿児島県いじめ防止基本方針」(平成26年3月) 〇「霧島市いじめ防止基本方針」(平成26年3月) →各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定 〇「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂(平成29年3月) 〇「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月) 〇「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定(平成29年10月)	高い志と誇りをもち、 心豊かで学び続ける生徒の育成	市のいじめ防止等に関する基本認識 〇いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。 〇ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。 〇まだ気付いていないいじめがある。 〇いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 〇いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
	いじめ問題への学校の目標 〇 いじめはどこでも起こり得るという危機意識を持ち、生徒のサインを見逃さない。 〇 いじめは人として絶対に許されない行為であるという認識のもと指導する。	

【舞鶴中学校いじめ防止対策委員会】

- 〈内容〉 ・ 年間を通した取組等について検討 ・ 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
- 〈構成〉 ・ 管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家
- 1 日常的な関係者の会【校長、教頭、生徒指導係、学年主任、養護教諭、人権・同和教育係】(学期1回以上)
 - 2 事案に応じ、その他必要に応じた関係者を加えた会【1に加え、担任、部活動顧問】
 - 3 地域の関係者、第三者を加えた会【1に加え、学校評議員、民生委員、自治会長、PTA役員】(学期1回)
 - 4 専門家等を加えた会【3のうち1回は、スクールカウンセラー・いじめ相談員等を加える】

PTAとの連携	学校の取組	市教委との連携
〇 学級PTA、学年PTA、PTA総会の活用 ・学校基本方針の説明(入学時、各年度の開始時) 〇 学校ホームページで学校経営方針の公開等	〇 未然防止 ・道徳教育の充実 ・生徒会によるいじめ防止活動 ・体験活動を活用した人間関係づくり 〇 早期発見 ・アンケートの実施(月1回) ・個別相談、教育相談等 〇 対応 ・被害者、加害者に適切なケア及び指導 ・S S WやS C等の活用	〇 指導主事の派遣及び助言 〇 いじめ問題対応チームの派遣及び助言 〇 研修等への講師派遣
		関係機関との連携 〇 いじめ問題対策支援室 〇 警察 〇 児童相談所 〇 市町村の福祉部局 等

【年間計画】

月	児童生徒関係	職員関係	検証関係
4	・いじめ問題を考える週間 ・対面式「いじめをしない宣言」 ・月末アンケート実施	・職員の意識調査 ・生徒指導部会 ・校内研修(事例研究)	・学校基本方針 ・今年度の活動計画の確認
5	・月末アンケート実施 ・生徒総会	・生徒指導部会	
6	・学校楽しいーと実施 ・教育相談 ・情報モラル講演会	・生徒指導部会(いじめ防止対策委員会)	・学校楽しいーと分析(生徒卒業まで保管)
7	・月末アンケート実施	・生徒指導部会	・1学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認
8	・SNSチェックシート	・外部講師を招聘しての研修会や講演等 ・生徒指導部会	・携帯・ネット利用実態調査分析(生徒卒業まで保管)
9	・いじめ問題を考える週間	・職員の意識調査	
10	・月末アンケート実施	・生徒指導部会	
11	・学校楽しいーと実施 ・教育相談	・生徒指導部会(いじめ防止対策委員会)	・学校楽しいーと分析(生徒卒業まで保管)
12	・月末アンケート実施	・生徒指導部会	・2学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認
1	・いじめ問題を考える週間 ・月末アンケート実施	・生徒指導部会 ・職員の意識調査	
2	・学校楽しいーと実施	・生徒指導部会(いじめ防止対策委員会)	・学校楽しいーと分析(生徒卒業まで保管)
3	・問題行動等調査	・生徒指導部会	・次年度の活動計画の検討 ・年間の総括及び次年度に向けての取組確認